平成２４年（フ）第４６８４号
大阪市大正区千島２丁目４番４―403号
債務者　Ｌｉｇｈｔｓ　Ｏｕｔ　ＲＥＣＯＲＤ　Ｓこと　蔭山　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０１９号
大阪市大正区小林西２丁目７番13号、事業所所在地大阪市大正区平尾５－９―13
債務者　奥垣木型製作所こと　奥垣　利昭
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０３３号
大阪市住吉区清水丘１丁目28番17―316号
債務者　竹村　英士
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０４８号
大阪市住吉区住吉１丁目３番６号　ＴＭコーポ住吉101号
債務者　山田　英貴
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０７０号
大阪府摂津市千里丘東１丁目14番22号
債務者　江並　　傳
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１０５号
大阪府大東市寺川１丁目７番102号
債務者　石田　　優
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２４３号
大阪府四條畷市田原台３丁目17番７号　ベル・リヴィエールＢ201
債務者　多久島宏美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２８４号
大阪府東大阪市衣摺５丁目15番９号
債務者　田　千賀子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５２９号
大阪府交野市倉治８丁目2619番地の１
債務者　平野　治彦
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６３０号
大阪市淀川区十八条２丁目２番５号
債務者　北　英利子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６３１号
大阪府寝屋川市点野６丁目６番８―406号
債務者　笹木　照代
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６３９号
大阪府寝屋川市葛原新町５番61号
債務者　尾﨑　将人
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７号
徳島県阿南市横見町上木戸23番地１　君ヶ代アパート３号室、前住所徳島県阿南市領家町長田479番地40
債務者　堺　　清定
1　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第４３４号
愛知県豊田市迫町半済寺715番地44
債務者　福﨑智香子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
三重県志摩市磯部町上之郷254番地16
債務者　大井　勝実
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
岡山県倉敷市水島西千鳥町３番11―202号　市営再開発団地202号
債務者　小谷　明子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
岡山県津山市大谷361番地１
債務者　湯川　克己
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１１９６号
埼玉県上尾市川１丁目２番地10　ファインビューＢ－１
債務者　松本　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係